

社說

選挙区ごとに設けられる政党支部が政治家
の後援会の役割を果たすなど、政党に名を
借りた資金還流が行われるのではないかと
指摘する。自民党側は、政党として批判を
浴びるようなことはしないと強調している
が、疑問は残る。

また、議論の中で、自民案、社会・公明
案とも、政党から政治家に流れる資金の報
告義務がなくなっているなどの問題点も明
らかになっている。抜け道や不備は修正し
なくてはならない。

論議の課題の第三点は、政治資金の監視
機関の設置の問題である。政治改革推進協
議会（民間政治協議）が政治資金委員会の
動きがあちこちで起きている。

地方政府から緊張感が失われた結果では
ないか。首長の無風選挙が多く、議会もオ
ール与党化が進み、チェック機能が十分に
働かない。とくに問題なのは、そういうと
ころでは住民の声を聞く姿勢も後退しがち

設置を提案して注目を浴びているが、自民党は反対、社会・公明両党とも消極的だ。権力が政治に介入する恐れがあるというのだが、監視機関を国会のなかに設ける方法も考えられる。

いくら厳しい規制をしても守られなければ何もならない。ヤミ献金が堂々とまかり通って、自浄の姿勢が見えなかつたこれまでの実態からみて、監視機関の設置もやむを得ないだろう。

委員会論議は中央、地方の公聴会が終わると、法案処理の詰めの段階に移る。政道資金の規制も、金丸事件の反省を生かしながら結論を出さなければならない。

いかけるもの

だという点である。

選ばれた人々の手で地方政治の自浄や活性化が期待できなくなれば、有権者が直接的な改革の手だてを求めて動こうとするのは、自然な流れだろう。ところが、議員や首長らは多くの場合、このような動きに否定的な態度をとりがちである。

日本の地方自治は、議会と行政機関といふ二元的な代議制度をとっている。同時に、条例制定や解職などの直接請求制度を

認めている。國政には見られない直接的主張の手法とその効能を再評価し、生き残らせるべき時ではないだろうか。

最近の動きで注目したいのは、首長や議員の政策や政治姿勢について、住民が直接請求で自治のありかたをきびしく問うたたつのケースだ。

山口県宇部市では、水源近くのゴルフ場計画に否定的だった市長が、一転して推進に変わったことが、解職請求（リコール）の理由とされた。ゴルフ場の是非だけでなく、首長の基本的な政治姿勢が問題といふわけだ。十三万人近い有権者のうち、法定数の三分の一をかなり上回る署名が集まり、本人が辞任しなければ住民投票にかけられることになる。

東京都千代田区では、区側の小・中学校統廃合構想に対する議会の態度が民意を反映していないとして、議会解散の請求趣意が起きた。議会が全会一致で区案を認めめたほか、区民投票にかけるべきだとする住民の条例制定請求を否決し、さまざまな署名の責任を問おうとしたのである。

陳情をとりあげなかつたため、議会全会とした市民運動として注目を集めたが、署名は三分の一に達せず、成功しなかつた。しかし、市民は政策の中身だけではなく、論

議の進め方も重要な問題であることを行動で知らしめたのである。

解職などの直接請求が、停滯した地方政治に与えるインパクトは、その成否にかかわらず、大きい。同時に、五十分の一以上の署名で足りる条例制定の直接請求についても、もっと活用されていい。

議員らの不正に対しても、住民の怒りは辞職を求めるような一時的な運動で終わらなくなりつつある。再発防止や市民参加の保証として、政治倫理や情報公開などの条例制定を求める直接請求が、各地で起きているのはその現れた。しかし、その多くは議会で否決されるか、後退させられているのが現実である。

こんな時、三重県南伊町議会が原発建設に対する賛否を、直接住民に問う町民投票条例を制定したのは、きわめて示唆に富んでいる。住民の意見が大きく分かれた場合、事実上の「最後の審判」を住民の手にゆだねることで、住民には自治意識と責任感を高め、議会や行政には特権への反省を迫ることも期待できるからだ。

わが国で住民投票条例が制定されたことはきわめてまれである。代議制度形がい化させるとの口実で阻まれてきたからだ。地方議会はいまこそ、住民投票の活用を前に考へるべきである。